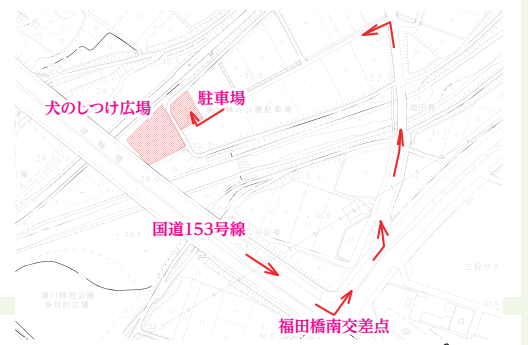


犬のしつけ広場 しつけ相談、勉強会、交流会など随時開催

犬のしつけ広場とは

犬の適正飼育と飼い主のマナー向上のため、国道153号高架下の境川緑地内（諸輪字仲田）に開設されたドッグ・ランのことです。

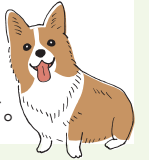
ボランティア団体の「犬のしつけ広場を愛する会」を中心とした利用者の有志によって運営され、イベント、セミナー、勉強会、交流会などを随時開催しています。



広場を利用するには

広場の入場には「利用パスポート」と「鍵」が必要です。

お持ちでない人は利用パスポートの申請をしてください。手続き後は、いつでも自由に広場を利用できます。



▶申請方法

右記の「利用パスポート発行日」に犬を連れて直接広場へお越しください。

- ※発行は時間内のみの受付に限ります。(令和5年度から発行上限を廃止。)
- ※駐車場に限り(10台程度)がありますので、20分程度時間をずらしてお越しくださるようご協力ください。
- ※天候などにより、中止、日程変更になる場合があります。事前に広場「犬のしつけ広場」インターネット(facebook)お知らせ掲示板

令和5年度利用パスポート発行日

パスポート発行日	パスポート発行時間
令和5年4月 8日(土)	10:00~11:00
5月 7日(日)	
6月10日(土)	
10月 1日(日)	
11月11日(土)	

<https://www.facebook.com/togo.inu.shitsuke.hiroba> (フェイスブックのアカウントが必要です。)で確認してください。

申請に必要なもの

- 1 犬の鑑札(畜犬登録)
 - 2 狂犬病予防注射済票(最新のもの)
 - 3 ワクチン接種証明書または抗体検査結果など(最新のもの)
 - 4 パスポート登録手数料(1頭につき2,000円)
- ※申請は、基本的に飼い主(犬を制御できる15歳以上の人に限る)1人につき犬1頭です。1人で複数の犬の申請をしたい場合は、事前にメールでお問い合わせください。
 - ※場内での犬の行動はすべて飼い主の責任となります。パスポート申請時にその旨の同意書に署名していただきます。

広場を利用するときは

犬の首輪、排泄物処理用ビニール袋、犬用飲み水、水入れ容器、タオルなどをお持ちください。

●その他

- ・駐車場、広場周辺でのノーリードやフンの放置は絶対にしないでください。
- ・詳しくは、町ホームページ「ホーム>組織で探す>都市整備課>業務案内>ペット・動物>犬>犬のしつけ広場の概要」をご覧ください。



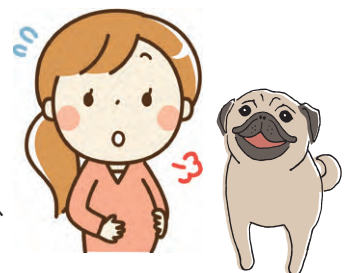
広場を利用できない人

●広場を利用できない飼い主

規則を守れない人、妊婦、体力に自信のない人、7歳以下の子ども

●広場を利用できない犬

攻撃的な犬、噛み癖のある犬、原因不明の下痢が続いている犬、伝染性の病気を持つ犬、避妊・去勢済でない犬(すでに入会している犬については可)



◎問い合わせ 都市整備課 ☎0561・56・0748

令和5年度広場代表 福本 mail:mkfuku1974@gmail.com